

機関番号：11201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530713

研究課題名（和文）シュタイナー学校の教員養成システムに関する研究

研究課題名（英文） Research on teacher training system of Steiner school

研究代表者

遠藤 孝夫 (ENDO TAKAO)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：70211779

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで本格的研究がなされてこなかった、シュタイナー学校の教員養成システムの理念とその実態を解明することを目的とするものである。具体的には、①シュタイナー学校発祥の地であるドイツにおけるシュタイナー学校の教員養成の歴史的展開過程を、「補完的」教員養成から、「完結的」教員養成への転換の視点から明らかにし、②ドイツにおけるシュタイナー学校の教員養成機関の現状とその内実について、特にボローニャ・プロセスに伴う再編に留意しつつ明らかにし、最後に③シュタイナー学校の教員養成システムを支える基本理念、とりわけシュタイナーの教員養成思想を解明した。

研究成果の概要（英文）：This study aims to clarify the idea and the realities of the teacher training system of the Steiner school (Waldorf school) in Germany. Concretely, the following three points were researched. ①The historical development process of the teacher training of the Steiner school was clarified from the aspect of conversion from "supplementary" teacher training to "complete" teacher training. ②The realities of the teacher training organization of Steiner school in Germany were clarified especially noting the system-reorganization according to the Bologna-Process. ③The basic philosophy that supportes the teacher training system of the Steiner school, especially Steiner's teacher training thought, was clarified

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：ドイツ教育史

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：シュタイナー学校、教員養成、ルドルフ・シュタイナー、芸術としての教育、教育芸術家、ヴァルドルフ学校、ボローニャ・プロセス

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者（遠藤）は、平成 16 年度からの 3 年間、科学研究費補助金による共同研究「『教員養成学』の創出と新たな教員養成システム開発に関する基礎的研究」を行った。その研究成果の一部として、『教員養成学の誕生－弘前大学教育学部の挑戦－』（東信堂、平成 19 年）も上梓している。この研究の過程で、我が国の教員養成の質的改善のためには、学問重視と実践重視という半世紀以上も続けられてきた対立構造から脱却し、パラダイム転換を図る必要性を痛感してきた。

そこで、研究代表者は、我が国の教員養成の在り方をめぐる硬直した議論を脱構築し、新たなパラダイムを築くために、少し迂遠ではあるが、シュタイナー学校の教員養成システムを研究することにより解明することとした。シュタイナー学校は、1919 年の創設以降、学校数を増やし、現在では全世界で 1 千校を超すまでに発展した。このシュタイナー学校とそこでの教育を支える重要な基盤が、通常の教員養成とは完全に異なる、シュタイナー学校の教員を養成する独自のシステムである。このシュタイナー学校の教員養成のカリキュラムのみならず、教育体制およびその法的基盤までを含めた教員養成システムの総体を研究することを通して、我が国の教員養成を新たな次元で構想する知見が得られるものと考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究では、シュタイナー学校の教員養成システムを解明するという最終目的に向けて、より具体的には以下の 3 点を解明することを研究の目的とした。

### (1)シュタイナー学校の教員養成機関の設置形態・組織体制の解明

シュタイナー学校の増加に伴い、設置されていったと考えられる教員養成機関の設置形態・組織体制について、教員養成を担う驚異構成にも留意しつつ、シュタイナー学校とその教員養成機関の発祥の地であるドイツでの現時調査及び文献資料に基づいて解明したい。

### (2)シュタイナー学校の教員養成カリキュラムの理念及びその実態の解明

シュタイナー学校の教員養成カリキュラムを支える基本理念（特にシュタイナーの思想）とその実態を、ドイツでの現地調査及び文献資料の分析により解明したい。

### (3)シュタイナー学校の教員養成カリキュラムにおける「理論と実践の結合」の有り様の解明

我が国の教員養成教育の喫緊の課題となっている「理論と実践の結合」ないし「体験と省察の往還」の在り方が、シュタイナー学校の教員養成カリキュラムにおいては如何に具体化されているのかを、ドイツでの現地調査及び文献資料の分析から解明したい。

## 3. 研究の方法

以上の本研究の目的を達成するために、以下のような方法に基づき研究を遂行した。

### (1)基本文献の収集とその分析

本研究を進める上で不可欠の文献として、まず Rudolf Steiner の主要著作、シュタイナー学校及びその教員養成機関に関する文献の収集と分析を行った。収集した文献の主なものは以下の通りである。

- ① R. Steiner, Die pädagogische Praxis vom Gesichtspunkte geisteswissenschaftlicher Menschenerkenntnis, GA306.
- ② R. Steiner, Geistige Wirkenskräfte im Zusammenleben von alter und junger Generation, GA217.
- ③ R. Steiner, Die Kunst des Erziehens aus dem Erfassen der Menschenwesenheit, GA311
- ④ W. M. Götte, Erfahrungen mit Schulautonomie Das Beispiel der Freien Waldorfschulen, 2006.
- ⑤ F. Bohnsack/S. Leber (Hrsg.), Alternative Konzepte für die Lehrerbildung, Erster Band, 2000.
- ⑥ J. Kiersch, Freie Lehrerbildung Zum Entwurf Rudolf Steiners, 1978.
- ⑦ H. Schiller (Hrsg.), Physiognomie der Lehrerbildung: Menschen, Ideen und Praxis an der Freien Hochschule Stuttgart, 2008.
- ⑧ Bund der Freien Waldorfschulen (Hrsg.), Waldorflehrerbildung im Bologna-Prozess, 2008.

### (2)シュタイナー学校の教員養成機関への訪問調査

本研究を遂行する上では、ドイツにおけるシュタイナー学校の教員養成機関を訪問調査することは不可欠であった。訪問調査した主な機関は以下の通りである。

- ① シュツットガルト自由大学（Freie Hochschule Stuttgart）  
この機関は、1925 年に最初のシュタイナー学校の教員養成を行った機関の後身であり、世界中のシュタイナー学校の教員養成機関の中心的役割も果たしている。  
平成 21 年 3 月に訪問調査を行った。ヤ

フケ教授及びフッター教授への聞き取り調査を行うとともに、関連資料の収集も行った。

② マンハイム自由大学 (Freie Hochschule Mannheim)

この機関は、1978年に設置されたシュタイナー学校の教員養成機関で、現在「大学」としての正式認可を州当局に申請中となっている。平成21年11月に訪問調査を行った。シュメルツァー博士及びペツォルト教授への聞き取り調査を行うとともに、大学としての認可申請のための貴重な内部資料も多数入手することができた。この訪問調査で入手できた資料は、シュタイナー学校の教員養成教育のカリキュラム及び教育体制の実態解明には不可欠なもので、本研究の目的遂行上、極めて貴重な資料となった。

③ ベルリン・ヴァルドルフ教員ゼミナール (Waldorflehrerseminar Berlin)

この機関は、1989年に設置されたシュタイナー学校の教員養成機関で、上記の二つの大学とは異なり、通常の大学教育を終えた社会人を対象とする教育施設である。平成23年3月に同機関を訪問調査し、同機関の概要に関する資料を入手するとともに、教育養成に関するシュタイナーの基本理念についても聞き取り調査を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) ドイツにおけるシュタイナー学校の教員養成の歴史的展開過程

最初のシュタイナー学校は、1919年9月、南ドイツのシュツットガルトにルドルフ・シュタイナーによって創設された。この学校の教員養成は、シュタイナーが死去(1925年)し、「教育芸術」(Erziehungskunst)を実践することのできる教員の確保が困難となった事態を受けて、1928年に開始された。「ルドルフ・シュタイナーの教育学入門講座」がそれであった。この講座は、一般の国家管理の下での教員養成課程の履修(教員資格取得)を前提として、その上にシュタイナー学校の教員として必要な資質・能力を補完的に育成するというものであった。この講座の教育期間は1年間ではあったが、そこでのカリキュラムとしては、人間学、人智学に基づく教育学と教授方法の学修及び実施教育のみならず、造形・絵画・音楽・オイリュトミー、言語造形を含む芸術的訓練が既に含まれていたことは特筆すべきことである。

ナチス・ドイツの敗戦後、1945年10月頃にシュツットガルトの教員養成講座は再開された。教育期間は基本的に1年で、1928年

に開始された講座と同様に、未だに「補完的」教員養成を行うものであった。しかし、シュタイナー学校運動の高揚に伴って、こうした国家に従属した「補完的」教員養成ではなく、「完結的」教員養成を志向する動きが、1960年代以降活発化した。自由ヴァルドルフ学校連盟の議長であるヴァイセルトは、1965年の時点で、「シュタイナー学校の教員の自律的な全体的養成教育を計画することは・・・我々が今まさにこの取り組むべき義務である」と指摘していた。このヴァイセルトの悲願がようやく実現したのは1973年のことであった。

すなわち、1973年からシュツットガルトの教員養成機関において、中等学校修了者を対象とする4年制の「完結型」の教員養成が開始された。同年には、ヴィンネン/アンネの教員養成機関(ヴィッテン/アンネン・ヴァルドルフ教育学院 Witten/Annen Institut für Waldorf-Pädagogik)が設置され、4年制の「完結型」の教員養成が開始された。但し、留意すべきことは、この二つの教員養成機関は州当局により「大学」として正式に認可された機関ではないために、仮に4年間の教員養成教育を施しても、そのことが法的な意味での教員資格を付与するものとはならなかった事実である。実際には、どちらの教員養成機関でも、その卒業生をシュタイナー学校の教員として任用できるか否かを巡って州当局との間で厳しい交渉を続けなければならなかった。シュツットガルトの教員養成機関と州当局との厳しい対立は、1987年に裁判に持ち込まれ、1993年にはその連邦行政裁判所の判決が下された。この判決により、シュツットガルトの4年制の「完結型」教員養成は通常の大学における教員養成と「同価値」であることが認定された。この画期的判決を契機に、1999年にはシュツットガルト自由大学は正式に「大学」としての認可を受けることとなった。

##### (2) ドイツにおけるシュタイナー学校の教員養成システムの現状

現在ドイツにあるシュタイナー学校の教員養成機関としては、「完結型」教員養成を行っているものとして、①シュツットガルト自由大学、②マンハイム自由大学、③ヴィッテン・アンネン・ヴァルドルフ教育学院の3機関がある。これら3機関は1～2年間の「補完的」教員養成も同時に行っている。このうち、シュツットガルト自由大学は前述の通り、裁判闘争を経て1999年には「大学」としての認可を受けたことにより、同校の「完結的」教員養成課程の修了者は、通常の大学で教員資格を取得した者と同じの権利が付与され、シュタイナー学校の教員として任用される際にも国家当局による一切の資格審

査を受ける必要がなくなっている。マンハイム自由大学は、州当局に「大学」としての認可申請中である。ヴィッテン・アンネン・ヴァルドルフ教育学院の場合は、「大学」としての認可を受ける道を選択せず、州当局と同学院の修了者の資格（法的地位）をめぐって交渉を続けてきた。その結果、同学院は州当局から「第三領域における教員養成施設」として国家的認可を受けた。

一方、「補完的」教員養成のみを行っている機関として、①ニュルンベルク教育ゼミナール(Pädagogisches Seminar Nürnberg)、②カッセル・ヴァルドルフ教育学のための教員ゼミナール(Lehrerseminar für Waldorfpädagogik Kassel)、③キール・ヴァルドルフ教員ゼミナール(Waldorflehrerseminar Kiel)、④ハンブルク・ヴァルドルフ教員ゼミナール(Waldorflehrerseminar Hamburgt)、⑤ベルリン・ヴァルドルフ教員ゼミナール。⑥ヴァルドルフ教育学のための南バイエルンゼミナール・ミュンヘン(Südbayerisches Seminar für Waldorfpädagogik München)がある。これらの「ゼミナール」では、国家的な教員養成課題の修了者（教員資格保持者）や大学及び専門的職業訓練修了者を対象として、1年から3年程度の教育課程により、シュタイナー学校の教員として必要な知識・技能を提供している。全日制の課程に加え、定時制課程（夜間や週末の授業開講）も提供している。

### (3) ボローニャ・プロセスに伴うシュタイナー学校の教員養成システムの再編

1999年に欧州29国の代表により採択された「ボローニャ宣言」に基づき、2010年までに「欧州高等教育圏」を創設することを目的とした欧州の規模での高等教育制度改革が行われることとなった。特に、これまで学部と大学院の明確な区分も単位という概念すら存在しなかったドイツの高等教育制度は、大きな再編を強いられることとなったが、ボローニャ・プロセスの完成年となれた2010年の時点では、ほぼ全てのドイツの大学でも教育課程が学士課程（3年）と修士課程（2年）に区分されるとともに、単位制度も導入されることとなった。

「自由ヴァルドルフ学校連携」は、こうした欧州の規模での高等教育改革を受けて、2008年『ボローニャ・プロセスにおけるシュタイナー学校の教員養成』と題する冊子を刊行し、シュタイナー学校の教員養成の再編の基本的方向性を示した。そのポイントは、「完結的」教員養成を、単位制度を含めた学士課程－修士課程へと大きく転換する一方で、内容及び方法の点では「独自の教員養成」を堅持するというものであった。

この基本方針に沿って、シュツットガルト

自由大学及びマンハイム自由大学では、2008/2009年度から、これまで4年制であった「完結的」教員養成課程を、学士課程（3年）と修士課程（2年）、合わせて5年制の教員養成課程へと転換した。この制度改革により、シュタイナー学校の正規教員として任用されるためには、学士家庭と修士課程合わせて5年間の教員養成課程を履修することが必要となり、学士課程だけの修了者の場合には、正規教員の補佐（授業助手）としての勤務に限定されることとなった。

しかし、ここで最も注目すべきことは、シュタイナー学校の教員を養成するカリキュラム及び教育方法の独自性である。ここでは、ボローニャ・プロセスと連動して再編されたマンハイム自由大学における教員養成教育の特質を2点に絞り確認しておく。

### ① 教育実習の重視

マンハイム自由大学の「完結的」教員養成カリキュラムでは、学士課程と修士課程を通して、全ての学年の各セメスター毎に、それぞれ4週間の教育実習（Pädagogische Praxis）の期間が設定されている。つまり、5年間の合計で、40週間の教育実習が組み込まれている。単位数で言えば、学士課程修了に必要な180単位のうちで、教育実習は36単位と、20%という高い比重を占めていることになる。

学士課程段階の教育実習では、授業観察、子どもの観察、授業の一部の体験、授業カンファレンスや教員会議への参加、各種学校行事への参加などを通じて、子どもとの関係を構築する能力、子どもを支援する能力、自らの教育活動を批判的に反省する能力、学校の教育活動全体を見通す能力などの育成が目指されている。一方、修士課程での教育実習では、経験豊富なメンター教員の指導の下で、最初は「エポック授業」の一部、最後はその全てを実際に担当してみる活動を通じて、シュタイナー学校の教員に必要な授業構成能力を育成することが目指されている。

### ② 芸術科目の重視

学士課程と修士課程のいずれにおいても、「芸術」（Kunst）はカリキュラム上の必修領域として位置づけられている。年度初めのオリエンテーション期間や教育実習期間を除き、5年間を通して、第2時限（80分）もしくは第3時限（80分）の時間帯に、芸術科目が配置されている。学士課程の1年次では、1年間を通して、造形、オイリュトミー、絵画、言語造形、音楽といった芸術科目の全てを満遍なく履修し、2年次以上の学年では、学生が選択した芸術科目をより深く学ぶようになっている。しかも、これらの芸術科目は、講義ではなく、実際の制作や実演といっ

た体験的授業となっている。

こうした芸術科目は一般的意味での「芸術家」の養成を目的としているのではない。これらの芸術科目は、「教育芸術」としてのシュタイナー教育を実践する上で不可欠な能力、すなわち注意深く観察しかつ表現する能力、授業をリズムカルに構成するための芸術的感性、人間をより深く認識する能力を訓練することに主眼が置かれているのである。

#### (4)R. シュタイナーにおける教員養成の理念

最後に、本研究では、以上で明らかにしたシュタイナー学校の教員養成システムを支える基本理念、とりわけルドルフ・シュタイナーの教員養成思想、特に「教育芸術家」（Erziehungskünstler）としての教師というシュタイナー独自の思想の意味内容の解明を行った。解明できた主たる論点としては、第1に、シュタイナーの思想の根底には、知性（精神）と感性（自然）とが調和的に結合した人間を人間の理想に据え、この理想的人間への媒介を芸術と美の機能に求めたF. シラーの美的人間教育の理念とその具現形態としてのゲーテの芸術活動（ゲーテの世界観）があること、第2にシラーの思想を継承・発展させたシュタイナーは、対象の本質を直観的に把握することで、対象をより完全な形姿へと創造することを使命とする芸術家と同じ役割が、子どもを意志と感情を伴った思考を行使できる人間＝「自由な人間」へと導く教師にはあると考え、教師の養成においては「教育芸術家」に不可欠の「高次の直観能力」の育成が必要と考えたということである。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計1件）

①遠藤孝夫、シュタイナー学校の教員養成システムに関する研究－歴史的展開とボローニャ・プロセスに伴う再編－、岩手大学教育学部附属教育実践センター研究紀要、査読無、第9号、2010、45-63

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計1件）

①遠藤孝夫（翻訳）、イザラ書房、シュタイナー教育、2008年、178ページ

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

遠藤 孝夫 (ENDO TAKAO)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：70211779